

令和4年和泉市教育委員会第7回定例会

日 時:令和4年7月21日(木) 午後2時00分から

場 所:和泉市役所3階 庁議室

1. 開 会

2. 会議録署名委員の指名について

3. 教育長の報告

4. 審議事項

議案第19号 和泉市社会教育委員の委嘱について

5. 報告事項

(1)一般社団法人KIX泉州ツーリズムビューローへの職員派遣について

6. 情報提供

(1)(仮称)槇尾学園整備工事進捗状況について

(2)久保惣記念美術館開館40周年記念式典及び特別展・特別企画内覧会の開催について

(3)令和4年和泉市議会第2回定例会における議決審議の結果等について(別冊)

7. その他の報告事項等

8. 閉会

議案第 19 号

和泉市社会教育委員の委嘱について

和泉市社会教育委員に関する条例（昭和 45 年 3 月 31 日条例第 7 号）第 3 条の規定に基づき、別紙の者を和泉市社会教育委員に委嘱する。

令和 4 年 7 月 21 日提出

和泉市教育委員会教育長 小川 秀幸

和泉市社会教育委員（案）

任期:令和4年8月1日から令和6年7月31日まで

No.	氏 名	職 名	推薦団体	備考	任期
1	しますえ けいこ 島居 佳子	和泉市立光明台南小学校 校長	和泉市小学校校長会	1号委員 (学校教育関係者)	令和4年8月1日から 令和6年7月31日まで
2	かつらぎ まさゆき 葛城 雅之	和泉市立光明台中学校 校長	和泉市中学校校長会		令和4年8月1日から 令和6年7月31日まで
3	うえにし けいこ 上西 恵子	和泉市文化協会 副会長	和泉市文化協会	2号委員 (社会教育関係者)	令和4年8月1日から 令和6年7月31日まで
4	こまざわ しげのぶ 駒澤 重信	和泉市青少年指導員協議会 会長	和泉市青少年指導員協議会		令和4年8月1日から 令和6年7月31日まで
5	おおば みえ 大場 美枝	和泉市こども会育成連絡協議会 副会長	和泉市こども会育成連絡協議会		令和4年8月1日から 令和6年7月31日まで
6	かなたに ただお 金谷 忠男	和泉市スポーツ推進委員協議会 会長	和泉市スポーツ推進委員協議会		令和4年8月1日から 令和6年7月31日まで
7	つじもと ひさこ 辻本 久子	和泉市PTA協議会 書記	和泉市PTA協議会	3号委員 (家庭教育の向上に資する活動を行う者)	令和4年8月1日から 令和6年7月31日まで
8	いわた こう 岩田 考	桃山学院大学社会学部教授	桃山学院大学	4号委員 (学識経験者)	令和4年8月1日から 令和6年7月31日まで
9	みずぬま ゆひろ 水沼 友宏	桃山学院大学経営学部講師	桃山学院大学		令和4年8月1日から 令和6年7月31日まで
10	公募予定		公募による市民	5号委員	—

令和4年度 和泉市社会教育委員の委嘱について

【社会教育法】抜粋

(審議会等への諮問)

第13条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が審議会等で政令で定めるものの、地方公共団体にあっては教育委員会が社会教育委員の会議(社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関)の意見を聴いて行わなければならない。

(社会教育委員の設置)

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

(社会教育委員の職務)

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- (1) 社会教育に関する諸計画を立案すること。
 - (2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
 - (3) 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

【和泉市社会教育委員に関する条例】抜粋

(委嘱の基準)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者
- (5) 公募による市民

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員に特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、その任期中であっても、これを解嘱することができる。

【和泉市教育委員会の事務委任等に関する規則】抜粋

第2条 教育委員会は、法第25条第2項に定めるもののほか次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。
- (2) 重要な教育財産の取得及び処分の手続に関すること。
- (3) 教育内容の方針に関すること。
- (4) 教科用図書の採択に関すること。
- (5) 社会教育委員等の個別の法律に定めのある委員の任免に関すること。
- (6) 請願及び訴訟に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、委員会が重要と認める事項

【参考資料】

令和２・３年度和泉市社会教育委員事業内容について

日 時	内 容
令和２年８月７日 (金)	○令和２年度第１回社会教育委員会議 場所：和泉市役所３号館３階委員会室 案件： 委嘱状交付及び委員の紹介 和泉市教育委員会事務局及び事務局職員の紹介 議長及び副議長の選出について 令和２年度社会教育委員会議・研修等のスケジュール(変更)について 新型コロナウイルス感染症に伴う対応（貸館・イベント等）について
令和３年３月３日 (水)	○令和２年度第２回社会教育委員会議 場所：和泉市コミュニティセンター１階中集会室 案件： 令和３年度社会教育関係団体に対する補助金の交付について 令和２年度社会教育委員事業報告について 令和３年度社会教育委員会議・研修等のスケジュールについて 令和２年度生涯学習部事業報告について 令和３年度生涯学習部関係の主な事業の概要について 他
令和３年 11月２２日(月)～ 28日(日)	○近畿地区社会教育研究大会（大阪大会） 開催方法：オンデマンド方式 研究主題：新時代の多様な人づくり・つながりづくり・地域づくり ～持続可能な地域共生社会をつくる社会教育のあり方～ 記念講演：「いのち輝く未来社会のデザイン 1970年大阪万博から 2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）に向けて」
令和４年 3月16日(水)	○令和３年度社会教育委員会議 場所：和泉市役所３階３Ｂ会議室 案件： 令和４年度社会教育関係団体に対する補助金の交付について 令和３年度社会教育委員事業報告について 令和４年度社会教育委員会議・研修等のスケジュールについて 令和３年度生涯学習部事業報告について 令和４年度生涯学習部関係の主な事業の概要について 第３次和泉市生涯学習推進プラン・第２次和泉市スポーツ推進基本 計画策定のスケジュールについて

一般社団法人 KIX 泉州ツーリズムビューローへの職員派遣について

生涯学習推進室スポーツ振興担当

1. 目的

第 30 回 KIX 泉州国際マラソンの実施に際し、一般社団法人 KIX 泉州ツーリズムビューローへ職員を派遣することで、準備や運営の従事経験を積み、職員の資質向上をはじめ、イベント実施のノウハウの蓄積を図る。また他自治体から派遣される職員と協働することで泉州各自治体の連携強化を目的とする。

2. 派遣内容

- 1) 人数 : 1 名
- 2) 期間 : 令和 4 年 8 月 1 日 (月) から令和 5 年 2 月 2 8 日 (火) まで
- 3) 勤務場所 : 一般社団法人 KIX 泉州ツーリズムビューロー事務局
(住所: 岸和田市宮本町 27-1 泉州ビル 2 階)
- 4) 勤務時間等 : 午前 9 時～午後 5 時 3 0 分 (休憩時間 1 2 時～1 2 時 4 5 分)
週休日 (土日祝日)、休日 (年末年始 1 2 月 2 9 日～1 月 3 日)
- 5) 人件費等 : 人件費、健康診断、災害補償、分限及び懲戒は和泉市で対応

【参考】第 3 0 回 KIX 泉州国際マラソン概要

- 1) 大会日時 : 令和 5 年 2 月 1 2 日 (日) 午前 1 0 時 3 0 分スタート
- 2) 種目 : フルマラソン 4 2. 1 9 5 k m (日本陸連公認コース)
: チャレンジラン 2 0. 4 k m (非公認コース)
- 3) 制限時間 : フルマラソン 5 時間
: チャレンジラン 2 時間 3 0 分
- 4) 参加料 : フルマラソン 1 6, 0 0 0 円
: チャレンジラン 8, 0 0 0 円
- 5) 申込期間 : 令和 4 年 9 月 5 日 (月) ～9 月 3 0 (金)
- 6) 申込方法 : インターネットのみ

(仮称) 榎尾学園整備工事進捗状況について

情報提供1

学園管理室

1 現状

- 令和3年12月に松井建設・深阪工務店・山田総合設計特定建設工事共同企業体と契約締結
- 令和4年6月から追加取得地造成工事がスタートし、7月よりプール解体工事に着手

2 今後の予定

- 新体育館建設工事を8月中旬頃から着手し、令和5年5月に完成予定
- 完成後は、在校生の利用がスタート
- 安全面に十分配慮し、令和7年4月開校をめざして整備を進めます。

3 工事進捗に係る今後の情報提供について

- 工事進捗状況については、今後は市ホームページにて工事状況の写真などを用いて逐次お伝えします。

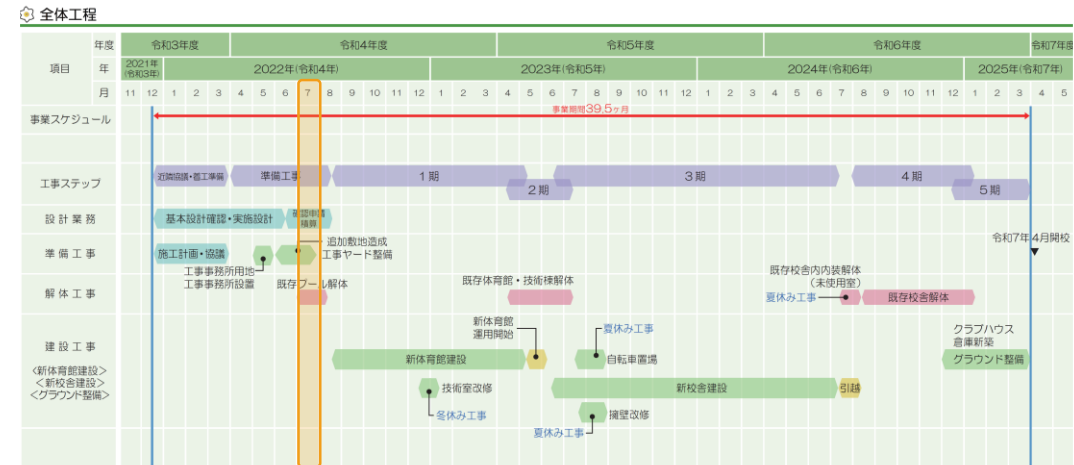


追加取得地造成後の様子

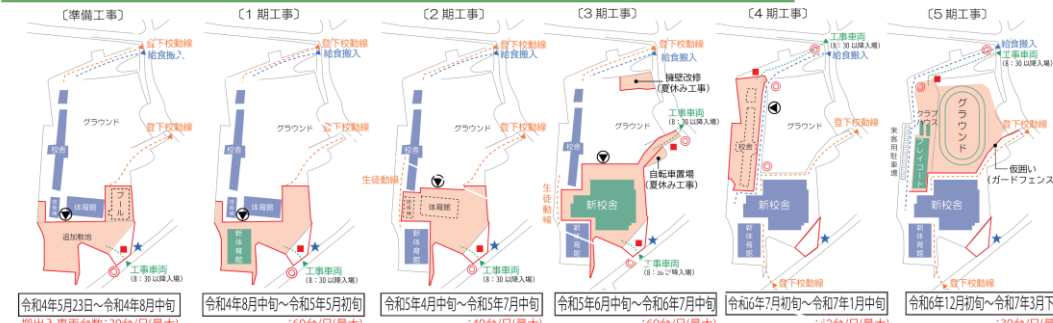


プール解体工事の様子

【全体スケジュール】



各工期(ステップ)における作業計画



久保惣記念美術館開館 40 周年記念式典及び特別展・特別企画内覧会

久保惣記念美術館

○式典開催の趣旨

令和 4 年度は、久保惣記念美術館が開館して 40 周年にあたる。これを記念し、市議会議員、市関係者、今回の特別展へ美術品等をご出陳いただいた方などを招いて式典及び特別展内覧会を開催する。

○式典及び内覧会開催概要

1) 日時： 9 月 17 日（土）式典及び内覧会 10：30～12：30

2) 会場： 久保惣記念美術館 E i ホール

3) 出席者： 84 名

4) 次第：

10：00～	受付
10：30～	式典開始
	主催者あいさつ（市長）
	来賓祝辞
	来賓・主催者紹介
	展覧会概要説明（河田館長）
11：10～	テープカット(本館展示室前)、式典終了
11：15～	内覧会（展覧会を自由見学）
12：30	終了

5) その他

- ・ E i ホール内に、来賓席、主催者席、その他出席者席を用意。
- ・ 出席者には、記念品として特別展図録(トートバッグ入り)を進呈。
- ・ 新館喫茶室で、飲み物(紙パックお茶)をセルフサービスにて提供。

○特別展・特別企画について

1) 展覧会名：

- ① 開館 40 周年記念 特別展「玉石の美一人びとを魅了した石の工芸」
- ② 開館 40 周年記念交換展 特別企画「ダイアログ かたちのちからー西宮市大谷記念美術館所蔵品展ー」

2) 会期：

令和 4 年 9 月 18 日（日）～11 月 13 日（日）

※①を本館、②を新館で同時開催する。

1. 議案等

No	議案/報告	概要	質問・要望	答弁	結果
1	【報告】 一般財団法人和泉市文化振興財団令和3年度決算書類の提出について 【久保惣記念美術館】	一般財団法人和泉市文化振興財団の令和3年度の決算に関する報告。	【原議員】 財団職員を市職員として採用したことについて 【山本議員】 雑収益を計上したことについて	市の美術館であり、国宝・重要文化財を保有する美術館として、経験豊かな館長が必要であるため、財団職員の学芸員を市職員として採用した。 平成14年に掛軸を作成販売した収入を平成28年まで通帳に入金し保管していたことが、理事長交代の名義変更の際に発覚、それを雑収益として計上した。	—
2	【報告】 一般財団法人和泉市文化振興財団令和4年度事業計画書類の提出について 【久保惣記念美術館】	一般財団法人和泉市文化振興財団の令和4年度の事業計画に関する報告。	なし	なし	—
3	【報告】 令和3年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	和気小学校消防設備改修事業 【学校園管理室】	なし	なし	—
		鶴山台北小学校受変電設備改修事業 【学校園管理室】	なし	なし	
		学校感染症対策事業 【学校園管理室】	なし	なし	
		信太中学校受変電設備改修事業 【学校園管理室】	なし	なし	
		生涯学習センター舞台機構設備修繕事業 【生涯学習推進室】	なし	なし	
4	【報告】 令和3年度和泉市一般会計継続費繰越計算書について	(仮称)榎尾学園整備事業 【学校園管理室】	なし	なし	—

1. 議案等

No	議案/報告	概要	質問・要望	答弁	結果
5	【議案】 賠償金の額の決定及び和解について(損害賠償請求事件) 【学校教育室】	平成30年5月に光明台北小学校で介助員が使用していた椅子が壊れたことにより、介助員がけがを負い、後遺障害を負ったことから提起された損害賠償請求事件について、和解条項に折り合いが付いたため、市は和解に応じるにあたり、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。	【小林委員】 ①椅子について ②事故後の相手方との交渉、及び争点について ③現在の介助員の状況について ④過去の同様のケースの有無について	①当該の椅子は大人用の椅子でJIS規格のものではない。購入してから1年4カ月経過したもので耐荷重は70kg。事故後は同様の椅子は撤去した。 ②令和2年5月に相手方から損害賠償額が提示され、令和3年5月に民事調停の申し立てがあったが、合意に至らず、その後訴訟になった。訴訟は令和4年1月21日に提起され、その後、4回にわたり口頭弁論や弁論準備手続きを行い、裁判所からの勧告に基づき、和解に応じようとするもの。争点については後遺障害慰謝料、後遺障害逸失利益、入通院慰謝料があった。 ③現在は職場復帰し、市内の別の学校で勤務。 ④介助員の事故に関して、過去10年以内に、訴訟や調停になったケースはない。	可決
6	【議案】 令和4年度和泉市一般会計補正予算(第4号)	特別支援教育推進事業 【学校教育室】 体育施設管理運営事業 【生涯学習推進室】	なし なし	なし なし	可決

2. 厚生文教委員会協議会報告案件

No	項目	担当課(室)名	概要	質問・要望	答弁
1	和泉市学力向上検討懇話会について	学校教育室	和泉市学力向上検討懇話会について 1 設置目的 本市児童生徒の学力の一層の向上を図り、市長公約である「令和6年度に全国学力・学習状況調査の全教科で大阪府の平均以上」の達成に向け、和泉市学力向上検討懇話会を開催し、有識者等から意見を聴取するもの 2 構成 有識者(樋渡 啓祐氏・小宮山 利恵子氏)・小川教育長・藤原教育委員・中西教育委員・森吉副市長・(オブザーバー)吉田副市長 3 開催日程・テーマ 全4回の開催 4 開催済みの第1回「学力向上に関する現状と課題について」と第2回「効果的なICT活用など今後の取組み・施策展開について」での主な意見を紹介	【小林委員】 ①和泉市の全国学力・学習状況調査の結果について ②和泉市の全国学力・学習状況調査で見た課題について ③課題に対する学校の取組みについて	①令和元年度調査における平均正答率 小学校国語：和泉市60.7・大阪府60.3 小学校算数：和泉市67.1・大阪府66.4 中学校国語：和泉市67.4・大阪府70.0 中学校数学：和泉市53.9・大阪府58.3 中学校英語：和泉市54.2・大阪府56.1 令和2年度調査は、新型コロナの影響で中止。 令和3年度調査における平均正答率 小学校国語：和泉市59.9・大阪府63.2 小学校算数：和泉市68.3・大阪府69.7 中学校国語：和泉市59.8・大阪府62.0 中学校数学：和泉市52.5・大阪府55.5 ②特に小中学校で共通して、国語力(読解力)に課題がある。 ③授業における取組みの一例として、国語科を中心に、言葉のきまりを学び、それを実際に使ったり、文章を読み、書かれていることを要約したりしている。小学校低学年で読み聞かせをしたり、小学校高学年や中学校では朝読書などを行ったり、本や文章に興味関心を持たせる取組みも行っている。さまざまな教科で、文章や図、グラフから必要な情報を得るだけでなく、根拠を明確にして自分の考えを書くことなども行いながら、国語力(読解力)の育成を図っている。
2	令和3年度和泉市生涯学習サポート館事業報告及び収支報告について	生涯学習推進室	令和3年度の和泉市生涯学習サポート館指定管理者(株式会社ビケンテクノ)における事業及び収支について報告。 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症に影響により、イベントの中止や休館したことも併せて報告。 【指定管理期間】令和3年4月1日から5年間 【開館日数】302日 【利用者数】25,795人 【収入】37,678,469円 【支出】38,061,201円 【収支差額】382,732円(指定管理者による負担)	なし	なし

2. 厚生文教委員会協議会報告案件

No	項目	担当課(室)名	概要	質問・要望	答弁
3	令和3年度和泉市立青少年の家・榎尾山森林浴コース事業報告及び収支報告について	生涯学習推進室	令和3年度の和泉市青少年の家・榎尾山森林浴コース指定管理者(一般財団法人大阪市青少年活動協会)における事業及び収支について報告。 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症に影響により、イベントの中止や休館したことも併せて報告。 【指定管理期間】平成29年4月1日から5年間 【開館日数】256日 【利用者数】青少年の家 4,608人 森林浴コース9,902人 【収入】41,452,688円 【支出】41,452,688円	なし	なし
4	令和3年度和泉市立図書館事業報告及び収支報告について	生涯学習推進室	令和3年度の和泉市立図書館指定管理者(株式会社図書館流通センター)における事業及び収支について報告。 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症に影響により、イベントの中止や開館時間の短縮を行ったことも併せて報告。 【年間入館者数】594,472人 【年間貸出人数】290,735人 【年間貸出点数】1,122,976点 【収入】319,654,479円 【支出】319,654,479円	【石原委員】 ①収支報告書の和泉図書館の収支差額について ②次年度以降の収支見込みについて	①令和3年度から自習室の座席管理システムや電子図書館を導入しており、その他、契約等と泉図書館で一括負担していることから負担額が増加しているものであり、指定管理者としての赤字ではない。 ②システム導入の初期費用として経費が計上されているものであることから、今年度以降は大きなマイナスは出ないものと指定管理者に確認している。

2. 厚生文教委員会協議会報告案件

No	項目	担当課(室)名	概要	質問・要望	答弁
5	令和3年度和泉市内体育館施設事業報告及び収支報告書について	生涯学習推進室	ミズノグループ・和泉市公共施設管理公社共同事業体が指定管理者で、その期間は平成31年4月1日から5年間。 収入合計257,029,208円、支出合計309,164,383円、収支差引52,135,175円の赤字。 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、4月25日から6月20日まで休館のほか、6月21日から10月24日まで利用を市民に限定するなどの措置。また、温水プールは工事のため、9月16日から12月1日、令和4年2月1日から3月18日までプール機能を停止。 新型コロナウイルス及び温水プール工事に伴う利用料金の減少等に対する市からの補填は、本定例会での補正予算計上で指定管理者へ27,112,723円の補償。	なし	なし
6	【その他】 保育園のおむつの持ち帰りについて	こども未来室	—	【小林委員】 ①保育園におけるおむつの処分について ②園で処分することによる保育士のメリットについて ③課題について ④実施についての考えは	①公立保育園では、迎えにきた保護者が持ち帰っている。 ②使用済みのおむつを園児ごとに分ける作業が不要となり、その時間を本来の保育業務にあてることができる。 ③大型のごみ箱を設置する場所の確保や、ごみの収集回数増加に伴う予算の確保が必要。 ④昨年度来、他の複数の議員からも意見をいただいていることから実施について調査、研究を進めていく。

3. 一般質問

No	質問議員	項目	担当課(室)名	質問・要望	答弁
1	井阪議員	Web3(DAO)技術の活用について ・DAO ・トークン発行 ・コミュニティ形成	生涯学習推進室	①令和3年度実施した、ガバメントクラウドファンディングのうち、和泉テクノFCにおける取組み内容について ②期間を限定した寄附という行為での関わりという、単発的でなく効果的な支援を継続的に行う必要があると考えるがどうか。 ③仮想空間にDAO(自立分散型組織)を設立したうえで、支援者から資金を調達、支援者にはトークンを発行し、支援者がトークンを保有することでその支援対象のスポーツチームなどが主催するイベントの参加権やコミュニティ投票への参加などの特典が得られるなど、支援対象を支援するインセンティブを高めながら継続的な支援を募る取組みをテクノFC支援に活用すればどうか。	①本市のスポーツ振興に資するため、和泉テクノFCが行う、市内園児を対象としたサッカー教室の開催、市内大学等におけるサッカー大会の開催、チームの遠征・周知に係る費用を支援しようと、令和3年10月1日から令和3年12月29日の期間、寄附を募り、963,000円の寄付額があった。 ②和泉テクノFCは、広く市内外での活躍が期待できるスポーツ団体として、和泉市ホームタウンチームとして認定されていることから、効果的な支援を継続して行う必要はある。 ③設立主体は団体側となることから、設立に向けてどのような関わり方ができるのかを考えていく。また、その他のスポーツ振興にも活用できるか研究していく。
2	小野林議員	民間屋内プール施設を活用した水泳授業について	学校教育室 学校園管理室	①今年度の実施校について ②民間屋内プールにおける水泳授業の変更点、モデル実施の期間について ③学校プールにおける水泳授業の変更点について ④全小・中学校における移行時期について ⑤学校プールの跡地活用について	①令和3年度から実施している光明台南小学校及び槇尾中学校の2校に、新規で南池田小学校、池上小学校、信太小学校の3校を加えた5校で実施。 ②授業回数は各学年5回ずつで、令和3年度と変更なし。モデル実施の期間は、効果検証と課題の整理、複数の民間施設での検証を行うため、令和3・4年度の2年間。 ③従来通り各学校で教員が指導を行い、授業内容の変更はない。 ④令和4年度は4箇所の民間屋内プールを活用した水泳授業を実施し、効果検証を行ったうえで、学校プールの老朽具合、築年数、児童・生徒数の推移なども勘案し、令和4年度中に令和5年度以降の全体の年次計画を策定予定。 ⑤学校ごとの実情や意向を踏まえ、順次、検討していく。
3	坂元議員	学校現場におけるマスク着用をはじめとした種々の新型コロナウイルス感染症対策の緩和について	学校教育室 こども未来室	①新型コロナウイルス感染症対策に係る教育現場での対応について ②新型コロナウイルス感染症対策について ③学校給食における予防対策について ④学校給食における予防対策の緩和について ⑤児童生徒のマスク着用に係る指導について	①国・府からのマニュアル等の内容を踏まえ、市教育委員会にて方針を定め各学校へ通知し、その方針に基づき、各学校は適切に対応を行っている。 ②児童生徒の安心・安全を確保し、学びを止めないための基本的な感染症対策として、「三つの密の回避」、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等を徹底し、音楽や体育の授業、給食など、活動場面ごとに適切な予防対策を行っている。 ③配膳を行う児童生徒及び教職員は、衛生的な服装で、手指は確実に洗浄している。また、会食にあたって、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにしない、会話を控えるなど感染リスクに十分注意の上、給食指導を行っている。 ④今後も、国や府の動向を踏まえて、児童生徒の安心安全を第一に、「食育」の観点も大切にして、慎重に検討していく。 ⑤児童生徒は、他者との身体的距離が十分とれないときは、原則マスクを着用としている。ただし、「十分な身体的距離が確保できる場合」及び「活動を行う場所の気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い場合」は、マスクを着用する必要はない。

3. 一般質問

No	質問議員	項目	担当課(室)名	質問・要望	答弁
3	坂元議員	学校現場におけるマスク着用をはじめとした種々の新型コロナウイルス感染症対策の緩和について	学校教育室 こども未来室	⑥児童生徒のマスクの取外しについて ⑦児童生徒のマスクの取外しの促進について ⑧熱中症対策等に係る児童生徒のマスクの取外しについて ⑨登下校に係る児童生徒のマスクの取外しについて ⑩園児のマスク着用の状況について ⑪園児のマスク取外しについて ⑫府や国への要望について ⑬国通知に対する市の考えについて	⑥体育の授業において種目を変更することや、実施時期を変更するなど工夫をしている。感染者発生状況に応じて、合唱や調理実習など、様々な工夫を既に実施している。同時に、熱中症予防に関しては児童生徒本人が暑さで息苦しいと感じた時はマスクを外すなど、こども自身の判断で対応できるように指導している。 ⑦マスクを外すことについて「子どもたちが自身の判断で対応できるようになる」ために、教職員による指導に加え、保護者や地域からの理解と協力も必要と考えている。教育長のメッセージを市ホームページに掲載するとともに、「子どもたちが外すという選択をしやすく」、必要な場面で、教員自身が率先してマスクを外し、大人が見本を示すようにするなど、繰り返し指導を行っている。 ⑧事例を示し、学校へ通知するとともに、市教育委員会から学校へ毎日熱中症予防情報を提供し、注意喚起している。また、教員が判断して、運動を中止する、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける、子どもに積極的に休憩をとらせ、適宜、水分・塩分を補給させるなど、暑さ指数に応じた対応を行っている。 ⑨あらゆる場面でマスクを着用することが当たり前となっている状況で、子どもたちがマスクを外すことに不安を感じていることが考えられる状況を踏まえ、世間の状況や、周囲の雰囲気や圧力となり、児童生徒が必要な場面でマスクを外せないことがないよう、今後も指導を続けていく。 ⑩園児については従来より未満時のマスク着用は推奨されておらず、幼児についても個々の発達状況や体調等を踏まえる必要があることから他者との距離にかかわらずマスクの着用は一律には求めている。また、外での活動時には熱中症対策の観点からもマスクは着用していない。 ⑪公立園では、昼寝や給食の時、朝夕の合同保育の時など様々な場面で工夫し、民間園とも情報共有しながら今できる範囲での子どもの発達や体調を一番に考え保育を行っている。しかし、マスクを外しての日常生活が進んでくると、濃厚接触者の特定に関する事項に変更がないことから、陽性者がした場合、園を閉鎖することにもなりかねず、就労している保護者が困る状況になることを懸念している。 ⑫濃厚接触者の特定については、マスクを着用していないことのみをもって一律に判断するのではなく、周辺の環境や接触状況など個々の状況から総合的に判断するなど、少しずつ見直されている。引き続き国や府からの通知に留意しながら今後の対応を検討していく。 ⑬全国的な新規感染者数の減少傾向や地域別の感染状況の違い等を踏まえ、濃厚接触者の特定や行動制限について、地域の実情に合わせて検討し、決定しても差し支えないものと理解している。今後も本市の感染状況を見極めながら、子どもたちの心と体の成長にとってよりよい対応方法を検討していく。

3. 一般質問

No	質問議員	項目	担当課(室)名	質問・要望	答弁
4	吉川議員	コミュニティ・スクールと児童・生徒への支援について	学校教育室	①コミュニティ・スクールの概要について ②コミュニティ・スクールの権限と責任について ③コミュニティ・スクールの組織について ④コミュニティ・スクールと地域教育協議会との関係性について ⑤これまでの和泉市の取組みと今後のスケジュールについて ⑥コミュニティ・スクールや地域教育協議会等を活用した子ども支援の取組みについて ⑦保護者の経済的な負担軽減について ⑧小学生の水着購入に係る補助について	①学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。コミュニティ・スクールを導入することで、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めることができる。 ②地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5 ・校長が作成する学校運営の基本方針の承認 ・学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる ・教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見をのべることができる ③本市立学校におけるコミュニティ・スクールは、委員15人以内で組織され、対象学校の校長及び教職員を除き10人以内で組織する。協議会の委員は、保護者、地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者、対象学校の校長、対象学校の教職員、学識経験者、関係行政機関の職員、ほか教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が任命、又は委嘱するものと定めている。 ④コミュニティ・スクールは、「地域とともにある学校づくり」を推進することを目的として、学校運営に必要な協議を行い、地域教育協議会等の関係者と一体となって取り組むもの。地域教育協議会は、地域社会で子どもを育てる教育コミュニティの形成を図ることを目的として、コミュニティ・スクールで決定した取組みを、地域住民と学校をつなぎながら進める。 ⑤令和元年度から南松尾はつが野学園でモデル実施を行い、令和2年度から本格実施している。避難訓練や、いじめ反対への意思表示に学校・保護者・地域で取り組むなど、熟議を重ねながらさまざまな取組みをすすめている。今後の導入スケジュールは、令和4年度から槇尾中学校校区での研究推進委員会をスタートし、市内全校での導入に向けて取り組んでいく。 ⑥コミュニティ・スクールは、学校及びその地域の課題を踏まえ、参加する委員が、学校運営に必要な支援に関する協議を行ったうえで、地域住民と学校をつなぎながら協働で取組みを進めることから、「子どもの居場所づくり」の実施については、コミュニティ・スクールで、人材確保や安全管理等について熟議を重ねた上ですすめる必要がある。 ⑦教育委員会において、就学援助制度の中で学用品購入費用を支給している。また、就学援助制度の入学準備金を入学前に支給するなど、保護者の負担軽減を図っている。 ⑧毎年度3,000万円程度の財源が必要となることから、現時点では補助について考えていない。
5	関戸議員	学校連絡帳のLINE等の導入について	学校教育室	①連絡帳の現状について ②欠席連絡等、個別の家庭と学校とのやりとりについて ③連絡用アプリを活用したデジタルツールの利用について	①児童生徒が学校で、宿題や翌日以降の持ち物を書き留めることにより、家庭学習や翌日以降の準備を円滑に行うために使われるもの。また、教員から個別の家庭へ、個別の家庭から教員へと相互の連絡のために用いられるものでもある。 ②個別の家庭からの欠席連絡や、欠席に係る学校から個別の家庭への連絡は、電話や連絡帳を活用する場合がほとんど。特に、小学校では連絡帳を活用しており、実際のやりとりは、保護者と学校が直接行う場合や、保護者がきょうだいや近隣に住む児童にことづけて行う場合がある。デジタル通信網の発達に伴い、欠席連絡などは連絡用アプリを導入するなど、本市内においてもデジタルツールを活用する学校が増えている。 ③デジタルツールを活用した場合の、欠席連絡等に係るメリットとして、保護者と教員は電話をかけることや連絡帳のやりとりをする必要がなくなり、保護者・教員ともに欠席連絡や把握に係る時間が大幅に縮減される。

3. 一般質問

No	質問議員	項目	担当課(室)名	質問・要望	答弁
5	関戸議員	学校連絡帳のLINE等の導入について	学校教育室	④学校から各家庭へのプリント配布の現状について ⑤今後の方向性について	④連絡用アプリの種類や、契約の形態などにより異なるが、プリントの配信も可能。 ⑤令和5年度に、校務支援システムを更新予定なので、同システムに欠席連絡やプリント配付機能を加えることについて研究・検討している。
		学校施設の適正管理について	学校園管理室	①郷荘中学校では使用できないトイレが多いと聞くがその状況は。 ②使用できない理由及びこれまでの対応について ③日常のトイレの修繕についての予算は。 ④例年の修繕予算で対応していくというの分かるが、ある程度まとまった予算を確保して、対応していくべきでは。	①校舎内の女子トイレでは、1階が総数15ブースのうち2ブースが、2階では総数16ブースのうち4ブースが、3階では総数17ブースのうち2ブースが現在使用できない状態。 ②機器等の故障で水が流れないため使用できない状況で、以前、他の議員からも指摘があり、令和3年度において、部品の交換を行うことで、一部のトイレについては使用できるように改善を行った。修繕できなかったトイレについては、部品が現在生産されていないことから、便器を含め設備全体を取り替える多額の費用を要する提案しか得ることができなかったため、今年度において、引き続き、他の修繕方法を模索していたところ。 ③トイレのつまりや水が流れないといった日常的な修繕は、例年予算措置している修繕料で対応している。 ④現在、関係部局の協力を得ながら対応を検討しているところで、修繕方法や費用を確認したうえで、予算措置等についても検討し、速やかに対応できるよう努めていく。
		市長公約の35人学級について	学校教育室	①教員(講師)不足の現状について ②市費で常勤講師を任用し、4月当初から国の学級編制の基準に応じた教員配置はできないのか。 ③35人学級編制における府内他市等の取組について ④中学校35人学級編制にかかる市費常勤講師の必要見込数について ⑤市費常勤講師を任用にかかる人件費について ⑥市長公約「中学校の少人数学級」にかかる今後の見通しについて	①小・中学校ともに一時的もしくは一定期間講師を配置できない状況はある。府教育庁の講師登録台帳を参照し講師に連絡したり、退職した元教員にも声掛け等を行い補充している。補充できていない学校についてはやむなく、首席や指導改善加配教員といった担任外教員により対応している。 ②市単費の常勤講師を任用するためには、勤務条件等の制度設計とともに、本市の条例改正や人材確保等が必要となる。仮に、市単費で常勤講師を任用し、当該学年に充てることができれば、4月当初から国の学級編制の基準に応じた教員配置をすることは可能である。 ③府内において市費により常勤講師を任用し、形式は様々だが35人学級編制を実施している自治体はある。 ④仮に、令和7年度本市における中学校で該当するすべての学年において、35人学級編制を行った場合、25名程度の市費常勤講師が必要と見込んでいる。 ⑤仮に、25名の市費常勤講師の任用となると、年齢、経験年数等にもよるが、およそ1人あたり500万から600万程度の報酬で試算した場合、1億2,500万円から1億5,000万円程度の財源が必要。 ⑥令和7年度までに、一部もしくは複数の学年において少人数学級の実施をめざしている。

3. 一般質問

No	質問議員	項目	担当課(室)名	質問・要望	答弁
5	関戸議員	学校机の「いずもく」活用について	学校園管理室	①小中学校で使用する児童生徒用の机や椅子の調達方法は。 ②買替えや新調する際の机の仕様は。 ③他府県の学校でも地域産材を学校机に活用している例がある。和泉市では地域産材を「いずもく」の活用を図っているところ。南部地域に令和7年に開校予定である(仮称)榎尾学園において、学校机へのいずもく活用について、市の見解は。	①基本的には、老朽化等で不具合があった場合に買い替えるもの。近年では、南松尾はつが野学園新設の際は、一斉に新調しており、令和7年開校予定の(仮称)榎尾学園でも新調を予定。 ②メーカーの既製品を採用しており、仕様は、天板が木製で脚の部分がスチール。 ③いずもくの活用は、地域産材について学び、触れるきっかけを創出し、地域への愛着の醸成につながる取組みであると考え。 「いずもく」の材質が学校の机の天板として適しているか、また、必要となる財源確保など整理すべき課題もあることから、今後、導入の可能性について研究していく。
6	石原議員	学校園の感染予防対策について	学校園管理室 学校教育室	①学校園における現在の感染状況について ②感染予防対策の変更の有無について ③現在の学校園におけるマスクの着用状況について ④地域創生臨時交付金を活用したPCR検査の実施内容と実績について ⑤民間幼稚園・保育園等の補助について ⑥今後におけるPCR検査の継続について	①5月は、小学校が132人、中学校が43人、市立幼稚園が0人、市立保育園が21人、6月14日時点では、小学校が21人、中学校が13人、市立幼稚園が0人、市立保育園が0人と、減少傾向にある。 ②ホームページ掲載「和泉市新型コロナウイルス対策に関する市立学校の臨時休業の基準」に変更はない。 ③児童生徒は、他者との身体的距離が十分とれないときは、原則マスクを着用することとしている。ただし、「十分な身体的距離が確保できる場合」及び「活動を行う場所の気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い場合」には、マスクを着用する必要はなく、体育の授業、運動部活動の活動中、登下校時、体育祭などの場面においては、特に熱中症のリスクが高いことが想定されることから、熱中症対策を優先し、児童生徒に対してマスクを外すよう指導することを学校に通知している。 ④市内学校園で臨時休業の場合に、児童生徒等の希望者にPCR検査を令和3年10月から実施。小・中学校、市立幼稚園及び保育園は、学校園へ出張し、採取した唾液による検体を検査し、「陽性」が確認された場合には、原則、休業期間中に対象者へ連絡。なお、民間の幼稚園及び保育園等は、臨時休業が発生し、希望者に対し園が独自でPCR検査を実施した場合に、一人当たり4,000円を上限に補助。令和3年度は小・中学校、市立幼稚園及び保育園は1,075人に対しPCR検査を実施し、内33人の陽性を確認。民間幼稚園及び保育園等は、85人に対しPCR検査を実施し、内2人の陽性を確認。令和4年度は、5月末時点で、小・中学校、市立の幼稚園及び保育園の14人にPCR検査を実施し、陽性者は確認していない。 ⑤上限額4,000円については、6月末まで小中学校、市立の幼稚園及び保育園におけるPCR検査を委託している事業者を支払う検査1件当たりの金額と同額を設定。民間の幼稚園及び保育園に対しては、4,000円でPCR検査を受検できる業者を案内し、業者選択は各園の判断。 ⑥今年度もPCR検査の継続が必要と考えており、7月以降は小・中学校、市立の幼稚園及び保育園は、和泉市立総合医療センターに委託の調整中。民間の幼稚園及び保育園等については、従来通り園独自でPCR検査を実施した場合の補助を継続予定。

3. 一般質問

No	質問議員	項目	担当課(室)名	質問・要望	答弁
7	谷上委員	保育園等におけるカウンセラーについて	こども未来室	①保育園等におけるカウンセラーの業務について ②本市の配置状況について ③保育園等における支援、配慮が必要な子どもへの対応について ④保護者への支援について 【要望】保育現場では、個別的配慮を必要とする子どもの対応に悩む、保育者、保護者を支援し、相談に応じる保育カウンセラーが必要と考える。年2回の巡回時だけでなく、必要なときに随時対応できるような体制を整えていただきたい。	①保育カウンセラーは、公益社団法人全国私立保育連盟の認定資格で、カウンセリングの基礎理論と技法を身につけた保育の専門家、園において子どもや保護者の支援、保育者の相談に応じる。 ②公立保育園には配置していない。民間園では、キンダーカウンセラーを配置している園がある。 ③子育て支援室配属の心理士や、外部委託の心理士が、市内全ての公立・民間園を年2回ずつ巡回し、保育士からの相談に応じ助言。 ④園への巡回、判定時には、子育て支援室配属の心理士に協力いただいているが、他業務も担っているため、外部の心理士にも依頼している。保育の中での場面に応じた支援は難しいが、子どもの発達に関する相談については、子育て健康部配属の心理士により対応。
		学校開放事業予約システム導入について	生涯学習室	①学校開放事業の目的について ②学校開放事業の内容について ③利用方法について ④年間の利用実績について ⑤予約システムの導入について	①地域コミュニティ活動、文化・芸術活動及びスポーツ活動を通じて、市民の生涯学習活動の推進に資するため、学校教育に支障のない範囲において、市立小学校、中学校及び義務教育学校の体育施設を開放し、本市地域及び社会教育の一層の振興に寄与すること。 ②市内30校のすべての学校において、放課後及び土日祝日や長期休業日に運動場及び体育館を、市内に居住、在職または在学するもので構成された団体に開放。 ③年度末において、利用する学校に団体登録書類を提出し、登録完了後、各学校において連絡調整会議などを実施し、当該学校の教頭先生と使用日の調整を行ったうえで、使用申請書を提出し利用。年度途中の利用希望にあってはその都度対応。 ④新型コロナウイルス感染症の影響がない平成30年度実績で、登録団体327団体で、運動場の開放回数が5,171回、体育館の開放回数が9,390回。 ⑤貸館利用とは異なり、学校の教育活動に支障のない範囲での開放利用が前提。地域に開かれた学校として、地域住民のスポーツ活動に供する事業として実施されてきた経過もあり、既存利用団体や学校との調整や、現在、市内スポーツ施設の予約システムとの整理に加え、多額の費用が必要となることから、利用者や学校現場にとってどのような手法が、一番効果的かを研究していく。
8	浜田議員	医療的ケア機能を備えた保育施設について	こども未来室	①医療的ケアが必要な児童で、公立保育園に通っている児童の人数は。どのような医療的ケアが必要か。 ②医療的ケア機能を備えた保育施設の誘致の進捗状況は。	①経管栄養が必要な児童が1名入園中。 ②堺市、豊中市の施設の視察を行った。それと並行し、医療機関等に訪問を行い、誘致に向けて取り組んでいる。

3. 一般質問

No	質問議員	項目	担当課(室)名	質問・要望	答弁
8	浜田議員	医療的ケア機能を備えた保育施設について	こども未来室	③誘致を予定している場所や、今後の予定は。 ④事業者の選考の方法は。 ⑤芦部保育園の保護者及び障害者の保護者団体が、何らかの形で事業者の選考に参加することは可能か。 【要望】事業者を選考する際には、医療的ケア児への対応が問題なく行えることはもちろん、質の高い保育を行える事業者を選考することが必要。子どもの発達に応じた適切な保育が行える施設となるように、十分な配慮をお願いしたい。	③場所は現消防本部の跡地を予定。令和5年度に事業者の募集を行い、令和8年度をめどに開園を行いたい。 ④募集要項を市ホームページで公開し、応募があった事業者について「和泉市立保育所移管選考委員会」において書類審査及びヒアリング審査を実施し、選考する予定。 ⑤保護者からの意見を募る機会を設けたいので、方法について検討。
9	坂本議員	物価上昇の影響における学校給食について	学校園管理室	①給食費に係る総額は。 ②給食費のうち保護者の負担額は。また、1食当たりの負担額は。 ③給食費の支給制度の内容や適用を受ける児童生徒の割合は。 ④就学援助制度の所得基準額は。 ⑤物価高騰の給食への影響は。 ⑥物価高騰への対応の具体的な方法は。 ⑦給食費の値上げの可能性は。 ⑧給食費の決定権は誰にあるのか。 ⑨最後に給食費を改定した時期は。 ⑩給食費の無償化の考えは。	①令和4年度の総額は約14億8,300万円。 ②保護者負担は、食材料費に係る実費分として、小学校で月額4,360円、中学校で月額4,900円。令和4年5月1日現在の児童生徒数の試算では約7億6,700万円。1食あたりでは、小学校で約260円、中学校で約310円。 ③給食費を支給する主な制度は「就学援助制度」や生活保護世帯への支給も行っている。支給割合は約2割。 ④就学援助の所得基準額は、平成25年の生活保護基準をもとに生活保護基準の1.1倍。 ⑤油や魚など、様々な物価の上昇による影響はあるものの、現状では、献立作成や調理方法の工夫などによって、給食費を値上げすることなく、栄養価を満たす給食を提供できている。 ⑥比較的安価で購入できる旬の野菜を使った献立にする、栄養価や味を落とさずに肉の部位を変更する、既成の食品ではなくできる限り手作りのおかずを調理するなどの工夫を行っている。 ⑦給食費の値上げを行うことなく対応できる時期の予測はできないが、急激に物価が上昇することがなければ、現在の給食費で対応できると考えている。しかし、物価上昇の状況によっては、給食費の値上を検討することも必要。 ⑧和泉市学校給食会。 ⑨令和4年4月に改訂。 ⑩今後も施設改修など多額の費用が必要となることを踏まえ、現段階では、給食費の無償化は考えていない。

3. 一般質問

No	質問議員	項目	担当課(室)名	質問・要望	答弁
10	友田議員	まちづくりについて	学校教育室	①教育はまちづくりの一環なのか。 ②南横山小学校の過去10年間の投資額について ③現在の南横山小学校の学年ごとの地元児童数、特認児童数について ④他校区からの特認校制度を利用して通学する児童が減っている理由について、どのように考えているか。	①(仮称)槇尾学園の整備については、南部地域における教育活動の充実はもとより南部地域のまちづくりの取組みの一環でもと考えており、特認制度を活用し、南部地域の豊かな自然文化を活かして多様で先進的な学びを取り入れ魅力ある学校づくりを展開して、南部地域の人口流出の抑制や、他地域からのUターンや移住で地域に來られる方を増やすなど地域活性化にもつなげていきたいと考えている。 ②過去10年間の南横山小学校における主な整備事業として、平成29年度に、体育館非構造部材耐震化等改修工事 約7,760万円、サブグランド整備工事 約2,940万円、令和元年度に、空調設備整備工事 約3,810万円で、これら3事業で約1億5,000万円。 ③令和4年度においては、1年生が地元3人・特認9人の12人、2年生が地元4人・特認16人の20人、3年生が地元3人・特認9人の12人、4年生が地元6人・特認15人の21人、5年生が地元5人・特認9人の14人、6年生が地元2人・特認18人の20人。 ④特認児童数は、平成30年度に63名、令和元年度65名、令和2年度74名、令和3年度76名、令和4年度76名と増加傾向。定員に達していない学年が複数ある。南横山小学校の良さや特認校制度について、市内の保護者に十分に周知きかれていないことが要因の一つ。
11	埴田議員	障がい者e-sportsの導入と意識改革について	生涯学習室	①文部科学省におけるe-sportsの位置づけについて ②市として、e-sportsを導入していくかについて ③スポーツ推進基本計画の概要について ④次期スポーツ推進基本計画への詳しい内容の記載について ⑤民間企業からの、e-sports大会の開催をタイアップするような依頼提案について	①明確なものは確認できていないが、令和4年3月25日策定の第3期スポーツ基本計画では、スポーツ庁として、e-sportsの捉え方を含む、バーチャルとスポーツの関わりについては、国内外の動向を踏まえながら、引き続き、検討していく必要があるとの記載がある。 ②国としての位置付けも明確にはなっておらず、市としてもどのような位置付けをしていけばいいのか、非常に悩ましい。引き続き、国や他市動向を注視するとともに、スポーツという名称がついており一定注目されていることもあることから、今年度策定予定の「第3次和泉市生涯学習プラン・第2次スポーツ推進基本計画」においても、若干触れる必要がある。 ③スポーツ振興に関わる多様な施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画。令和5年度から令和14年度までの10年間で期間とした計画を策定しようとするもの。 ④e-sportsについては、他の議員からも意見をいただいております、今回提示された内容も参考にし、計画内容を考えていく。 ⑤どのような関わり方ができるか考えていく。

3. 一般質問

No	質問議員	項目	担当課(室)名	質問・要望	答弁
12	小林議員	歯みがき指導及びアレルギー対応について	学校園管理室	①保育園及び学校での歯みがきのコロナ禍での変更について ②民間園の状況を把握しているか。 ③コロナ禍での学校での歯みがきの状況について ④歯みがきしたい児童への周知時期や方法は。 ⑤歯みがきしている児童生徒数は。 ⑥コロナ禍での歯みがき実施の見解について ⑦学校で歯みがきに取り組める時期について ⑧歯科健診の有所見者の割合などについて ⑨給食調理室の夏場の気温や暑さ対策について ⑩過去5年間のアレルギーの重大事故の発生について ⑪完全弁当持参の児童生徒数は。 ⑫給食のご飯について、自校炊飯実施の考えは。	①公立保育園は、2歳児までは職員による仕上げみがき、3歳児以上ではグループごとに歯みがき・うがいを行っており、コロナ禍以降も感染対策を講じながら実施。学校では、給食を食べ終わった児童から順次、歯みがきを行っていた学校もあったが、コロナ禍以降は希望する児童のみ。 ②把握していない。 ③飛沫の問題や、手洗い場で十分な距離がとれない等の感染リスクを踏まえ、希望者が行っている。 ④4月の保健だよりで周知した学校が1校。 ⑤把握していない。 ⑥コロナ禍では感染リスクを高める危険性もあり、希望者が行っている現状はやむを得ない。 ⑦給食後、5時間目の授業開始までにすべての児童生徒が歯みがきを終えることは難しい。希望する児童生徒が実施しやすいよう周知について養護教諭と相談して取り組む。 ⑧令和元年度が小学校で34.1%、中学校で34.5%、令和2年度が小学校で31.5%、中学校で26.9%、令和3年度が小学校で30.9%、中学校で30.5%と減少。未処置のむし歯の保有率は、公立保育園は、令和元年度が208人で21.0%、令和2年度が217人で23.0%、令和3年度が156人で17.2%、小学校は令和元年度が2,194人で20.3%、令和2年度が1,914人で18.0%、令和3年度が1,706人で16.5%、中学校は令和元年度が660人で18.7%、令和2年度が761人で16.8%、令和3年度が645人で13.2%。 ⑨気温が高かった3日間の調理中の平均室温は、令和3年6月が31.1度、7月が34.3度、9月が32.9度。暑さ対策は、全学校にスポットクーラーを導入、調理員へ小型のファンを内蔵した作業着や冷却タオルを配付。 ⑩過去5年間でアナフィラキシーショックのような重大な事故は起こっていない。 ⑪毎日弁当持参は、小学校4名、中学校2名。 ⑫設備費用や、スペース確保の課題があり、現時点では実施は考えていない。

3. 一般質問

No	質問議員	項目	担当課(室)名	質問・要望	答弁
13	遠藤議員	ランドセル症候群について	学校教育室	①本市の小学生のランドセルの使用状況について ②他の自治体の事例から、本市のランドセルに対する考え方について ③文部科学省通知「児童生徒の携行品に係る配慮について」に基づく教育委員会から学校への指示について ④各学校の取組み状況について ⑤保護者や児童・生徒からの意見収集について ⑥学習者用デジタル教科書の導入等、今後の取組みについて ⑦学習用デジタル教科書の導入メリットについて	①独自の通学用カバンを指定している学校はなく、ほとんどの児童が任意でランドセルを利用し通学。 ②通学用カバンと携行品について、子どもの負担軽減のための取組み推進は必要。 ③通知に基づき、通学時の児童生徒の持ち物の負担軽減に向けて工夫するよう、校長会等を通じ周知。学齢や学習実態に応じて各校で見直しを図り、適切に対応するよう指導。小学校において、「宿題で使用する教材等を明示することにより、家庭学習で使用する予定のない教材等について、児童生徒の机の中などに置いて帰ることを認めている」「同じ日の授業で多くの学習用具を用いる場合には、予め数日に分けて持ってくる」よう指導するなどの配慮を行っている。 ④取組み全般を通じて、すべての小学校で、平成30年当時と比較して、「持ち帰ること」、「置いて帰ること」等の配慮がすすんでいる。教材等について、置いて帰ってもよいものについては、リスト等を配布して児童生徒や保護者に周知できている。 ⑤保護者や子どもの声は、各学校で把握。アンケートにより全体の声を把握することも検討。 ⑥学習者用デジタル教科書を制度化する関係法令が平成31年4月から施行。紙の教科書を主たる教材として使用しながら、必要に応じて、学習者用デジタル教科書を併用できることとなり、本市立学校では国の制度を活用し、令和3年度から実証。今後も、紙の教科書との併用方法など、学習者用デジタル教科書を円滑に利用するために国が行う研究の動向等を踏まえ、本市立学校への導入をすすめていく。 ⑦メリットとして、デジタル機能の活用による教育活動の一層の充実があげられる。デジタル教科書を拡大して表示しイラストや写真を細部まで確認できたり、デジタル教科書への書き込みを簡単に繰り返すことで、自分の考えがまとめやすくなる。また、デジタル教科書への書き込みを保存・表示することで、過去の自らの考えと比較することができる。さらに、デジタル教科書を機械音声で読み上げることや、教科書の背景色・文字色を変更・反転すること、漢字にルビを振ることなどで、配慮を必要とする児童生徒への支援もすすむものと考えている。